岡山県子どもの居場所登録制度実施要綱に関するＱ＆Ａ

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

　岡山県子どもの居場所登録制度実施要綱（令和７年４月１日）（以下、「要綱」という。）について、理解を深めていただくために、次のとおりＱ＆Ａを作成しました。

　このＱ＆Ａに記載のないものやご不明な点は、県子ども家庭課にご相談ください。

|  |
| --- |
| Ｑ１　登録の目的は何ですか。 |

　県では、子ども食堂などの子どもの居場所の取組は、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校以外の居場所となりうるものとして、重要な役割を担っているとの認識に基づき、子どもの居場所の普及・定着を図ることとしています。

　子どもの居場所の普及・定着を促進するには、子どもの居場所の認知度や社会的信用を高めることが必要なため、福祉目的で実施されることや衛生管理の徹底を要件とする登録制度を創設し、県のホームページで取組の周知を行うこととしました。

|  |
| --- |
| Ｑ２　登録によるメリットや県のホームページで紹介するメリットは何ですか。 |

　届出内容には、活動目的、リスクへの対応、連携団体等が含まれるため、登録された子どもの居場所の認知度や社会的信用の向上により、地域の方が、より安心して子どもの居場所を利用しやすくなることや、子どもの居場所に対する食材の提供やボランティア、寄附金といった様々な支援につながることを期待しています。

　また、登録に様々なリスクの対応の要件を設けるなどで安心して利用してもらえます。

|  |
| --- |
| Ｑ３　食事を提供する場合の要件の食品衛生法上の対応とは何ですか。 |

　県では、食品衛生上の対応として「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」を作成しています。食事提供行為の実施者の方が講ずべき衛生管理体制の確立と衛生管理に関する事項について示していますので、内容をご確認ください。（https://www.pref.okayama.jp/page/472178.html）

また、平成30年６月28日付けで厚生労働省が発出した「子ども食堂における衛生管理のポイント」に従い、適切に衛生管理を実施していただき、不明な点があれば管轄保健所へ相談してください。

|  |
| --- |
| Ｑ４　申請手続きはどのようにしたらいいですか。 |

　県では、子ども食堂を含む子どもの居場所の運営体力や対応力の向上を目指す「おかやま子ども支援ネットワーク」を形成・運営しており（運営は一般社団法人岡山こども食堂支援センターに委託）、そこで登録申請書の受理業務を行っています。

　申請に関する相談や申請書類の提出は「岡山こども食堂支援センター」へ郵送またはメールにより提出してください。

　提出された書類は、岡山こども食堂支援センターにおいて内容を確認した後、県子ども家庭課へ送付されます。

　登録が完了した後、登録通知書を県から申請者に郵送します。また、管轄保健所、市町村、市町村社会福祉協議会へ情報提供する場合があります。

|  |
| --- |
| Ｑ５　「事業者は市町村、市町村社会福祉協議会等との連携に努めること。」の要件を設けたのはどうしてですか。 |

　子ども食堂などの子どもの居場所の利用者は幅広く、様々な生活支援が必要な子どもや保護者も利用することが想定されます。

　県や市町村では、家庭の状況に応じた様々な生活支援（生活保護、生活困窮者自立支援、就学援助等）を行っていますが、県としては、子どもの居場所に対して、支援を必要とする子どもと県や市町村の様々な生活支援をつなぐ役割も期待しています。

　このため、地域において子どもの福祉を担っている市町村、社会福祉協議会等と子どもの居場所が円滑な関係を作り、相互に連携していくことが重要と考え、このような要件を設けました。

|  |
| --- |
| Ｑ６　登録しないと子どもの居場所を運営してはいけないのですか。 |

　登録は、子どもの居場所の活動支援を目的としたものであり、法令に基づく行政行為ではありません。

　また、要綱は、子どもの居場所に法令上の許認可を与えたり、子どもの居場所の指導・監督を目的としたりするものではなく、県が登録するための基準です。

　このため、登録しないと子どもの居場所を運営してはいけないということではありません。

|  |
| --- |
| Ｑ７　団体ではなく、個人で子どもの居場所を始めた場合、登録の対象となりますか。 |

　個人で運営する子どもの居場所も要件を満たせば登録の対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ８　運営者の要件や運営の要件を設けたのはどうしてですか。 |

　子どもの居場所への社会的信用を高めるとともに、子どもたちが安心して子ども居場所を利用できるようにするためです。

　子どもの居場所がより多くの支援や賛同を得ていく上で、健全な運営、暴力団といった反社会的勢力の排除、子どもの居場所の適切な経理、安全・安心の確保などが判断基準として求められる場合があります。

|  |
| --- |
| Ｑ９　「子ども食堂」や「子どもの居場所」の名称を使っていなくても登録の対象となりますか。 |

　登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ10　教会や寺院などで子ども食堂などを行う場合、登録の対象となりますか。 |

　登録要件を満たしていれば登録の対象となりますが、布教や伝道、礼拝など参加者に宗教活動を行う場合は登録できません。

|  |
| --- |
| Ｑ11　子ども以外に地域の高齢者等も利用する場合も、登録の対象となりますか。 |

　１８歳未満の子どもが１回につき５人以上利用する見込みであるなど、登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ12　参加者名簿は必要ですか。 |

　登録要件とはしていませんが、人数の把握や顔と名前が一致する関係性を構築するためにも有益です。

　加えて、万が一食中毒が発生した際にも参加者を特定することが必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ13　参加者の利用料金について「低額（実費相当額）」とありますが、いくらぐらいですか。 |

　収益を目的としない活動であることから、実費相当額を想定しており、例として、県内の子ども食堂では、概ね１人１回300円以下の料金設定となっている場合が多いようです。

|  |
| --- |
| Ｑ14　不定期開催の場合は、登録の対象となりますか。 |

　登録制度の目的として、活動を広く紹介することとしているので、月１回以上のある程度の定期的な開催をお願いいたします。

|  |
| --- |
| Ｑ15　「食中毒や事故等に対応する保険に加入すること。」との要件がありますが、資金がなくて保険に加入できない場合でも登録の対象となりますか。 |

　子どもたちに安心して子どもの居場所を利用していただくために、食中毒や事故等に対応する保険に加入して、子どもの居場所の安全・安心を確保する必要があります。

　なお、保険加入については、岡山こども食堂支援センターや市町村社会福祉協議会へご相談ください。

|  |
| --- |
| Ｑ16　「食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、食品衛生法の許認可等の規制も含めた管轄保健所の指導に従う」との要件を設けたのはどうしてですか。 |

　Ｑ３のとおり、「子ども食堂における衛生管理のポイント」に従い、適切に衛生管理を行うことにより、食中毒の発生予防などに取り組んでいただき、子ども食堂の衛生面での安全・安心を確保してもらうとともに、不明な点については、管轄保健所の指導を仰いでもらうことで、食中毒などのリスクに対応するためです。

|  |
| --- |
| Ｑ17　「衛生管理の責任者」は資格が必要ですか。 |

　衛生管理に関する責任の所在を明らかにするために設けた規定であり、資格は必要ありませんが、衛生管理の責任者から調理担当者へ適切に指導を行ってください。

|  |
| --- |
| Ｑ18　「衛生管理に関する講習会等を受講すること」について、子ども食堂開設前に受講する必要がありますか。また、どのような講習会がありますか。 |

　開設までに間に合わない場合は、開設後速やかに受講してください。

　講習会の種類として、一般社団法人岡山県食品衛生協会が実施する「食品衛生責任者養成講習会」があります。

|  |
| --- |
| Ｑ19　アレルギー対応における「専門職の関与」とありますが、専門職とはどのような方ですか。 |

　栄養士などを想定しています。

|  |
| --- |
| Ｑ20　「岡山県子どもの居場所登録届」に添付する書類のうち、「子どもの居場所の開催場所の周辺地図」は、どれぐらいの精度のものが必要ですか。 |

　子どもの居場所の場所が分かる、おおまかな地図で差し支えありません。位置図が掲載されているチラシなどを作成されている場合にはチラシを添付してください。

|  |
| --- |
| Ｑ21　すでに開設している子どもの居場所について、登録を行うメリットはありますか。 |

　Ｑ２のとおり、届出内容には、活動目的、リスクへの対応、連携団体等が含まれるため、登録された子どもの居場所の認知度や社会的信用の向上により、子どもや地域の方がより安心して子どもの居場所を利用しやすくなることや、子どもの居場所に対する食材の提供やボランティア、寄附金といった様々な支援につながることを期待しています。

－　以　上　－